○財務省告示第百三十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年三月二十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	十四億円	百九円六十四銭
〃	〃	三億円	百九円七十四銭
〃	第九回	六億円	百十円四十九銭
〃	〃	六億円	百十円六十四銭
〃	第十回	八億円	百十一円十四銭
〃	〃	三億円	百十一円二十九銭
〃	第十一回	二億円	百十一円七十四銭
〃	第十二回	三億円	百十二円二十九銭
〃	〃	三億円	百十二円五十九銭
〃	〃	百億円	百十二円六十五銭
〃	第十三回	五億円	百十二円九十五銭
〃	〃	八億円	百十三円五十銭
〃	第十四回	十億円	百十三円六十銭
〃	〃	十億円	百十三円七十銭
〃	〃	十億円	百十三円八十銭
〃	〃	十億円	百十三円九十銭
〃	第十六回	百億円	百十四円九十八銭
合計		三百一億円	

○財務省告示第百三十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年三月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（五年）	第九十回	千一億円	百円五十八銭三厘
〃	第九十二回	千四百八十億円	百円六十四銭八厘
〃	第九十七回	千二十三億円	百一円十銭一厘
合計		三千五百四億円	

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
〃	第二十三回	五億円	百一円九十七銭
〃	第二十四回	十六億円	百二円三十二銭
〃	〃	二億円	百二円三十三銭
〃	〃	二億円	百二円三十四銭
〃	〃	二億円	百二円三十五銭
〃	第二十六回	百八十五億円	百円七十銭
〃	〃	三十億円	百円七十二銭
〃	第二十七回	二百五十億円	百円三十五銭
〃	〃	百五十億円	百円三十六銭
〃	〃	百億円	百円三十七銭
〃	〃	二億円	百円三十九銭
〃	〃	二億円	百円四十銭
〃	〃	二十二億円	百円四十一銭
〃	〃	二億円	百円四十二銭
〃	〃	二十億円	百円四十八銭
〃	第二十八回	二億円	九十九円四十三銭
〃	〃	二億円	九十九円四十四銭
〃	〃	二億円	九十九円四十五銭
〃	〃	十四億円	九十九円四十八銭
〃	第三十七回	二億円	百円四十二銭
〃	第四十二回	四億円	百二円八十七銭
〃	第四十三回	三億円	百二円八十七銭
〃	第四十七回	五億円	百三円三十銭
〃	第四十八回	五億円	百六円十三銭
〃	〃	五億円	百六円十七銭
合計	〃	千三百七億円	百六円十九銭